

平成 18 年 9 月 13 日

地方税徴収関連業務について

総務省自治税務局

1 地方税の徴収に関する民間開放について

地方税の徴収等に関連する業務については、これまでも地方団体の判断に基づき、納税通知書等の印刷、封入、発送業務や税に関するシステムの作成・維持管理などの業務について、これまでも広く民間委託が行われていたところである。

平成 15 年度税制改正においては、総合規制改革会議及び構造改革特区における議論等を踏まえ、納税者の利便性の向上を図る等の観点から、それまで認められていなかった地方税の収納事務の民間委託を認めるため、地方自治法施行令の改正を行った。この改正により、自動車税などの税目を中心に、コンビニエンスストアへの地方税の収納委託を行う地方団体が近年、増加しているところである。

これに続き、規制改革・民間開放推進 3 カ年計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において、「地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考え。したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。」こととされた。

この決定を踏まえ、平成 17 年 4 月 1 日付けで、総務省自治税務局長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」（総税企第 79 号）【資料 1】及

び同企画課長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」(総税企第80号)【資料2】において、納税者に関する秘密情報の保護について問題を生じることがないように特段の配慮を行った上で、地方税の徴収について、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を一層推進するよう、地方団体に対し依頼をおこなったところである。

また、この通知においては、「公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできない」ものの、「当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳でない」ことを明記した上で、民間委託が可能な業務の例として、「滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務」や「インターネットオークションによる入札関係業務」「差押動産の専門業者による移送・保管業務」などをあげている。今後とも、こうした地方税の徴収に係る合理化・効率化のための取組を一層推進してまいりたい。

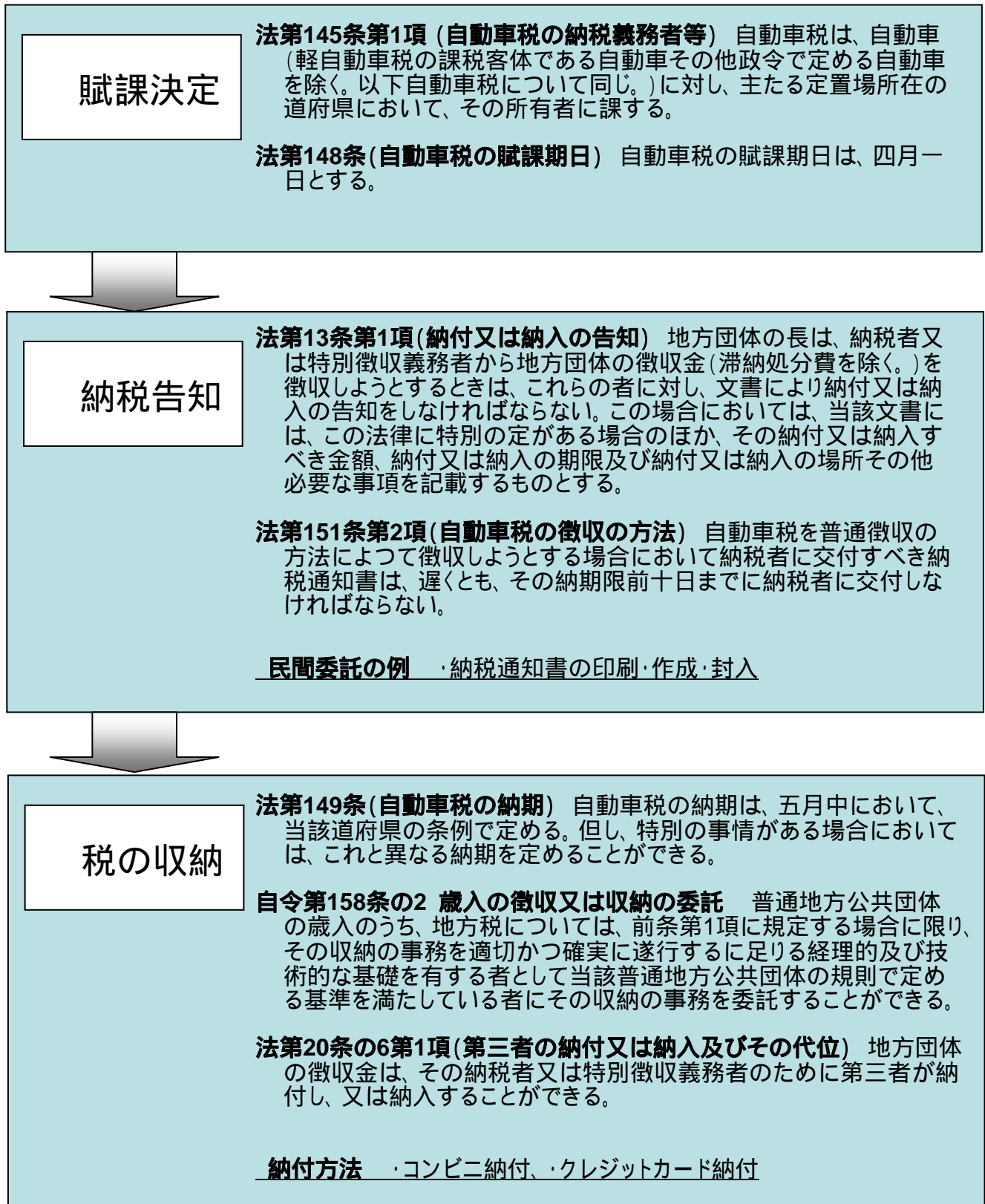
さらに本年3月には、地方税法上の第三者納付の規定に基づき、クレジットカードを利用した地方税の納付は可能であることなどについて、地方団体へ周知したところである。

なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実をお知らせすることや、滞納者の地方税を収納するといった業務について民間委託することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報を、それらの情報が管理されている庁舎の外に持ち歩かざるを得ないこと等から、特に慎重に保護することを要する納税者に関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。

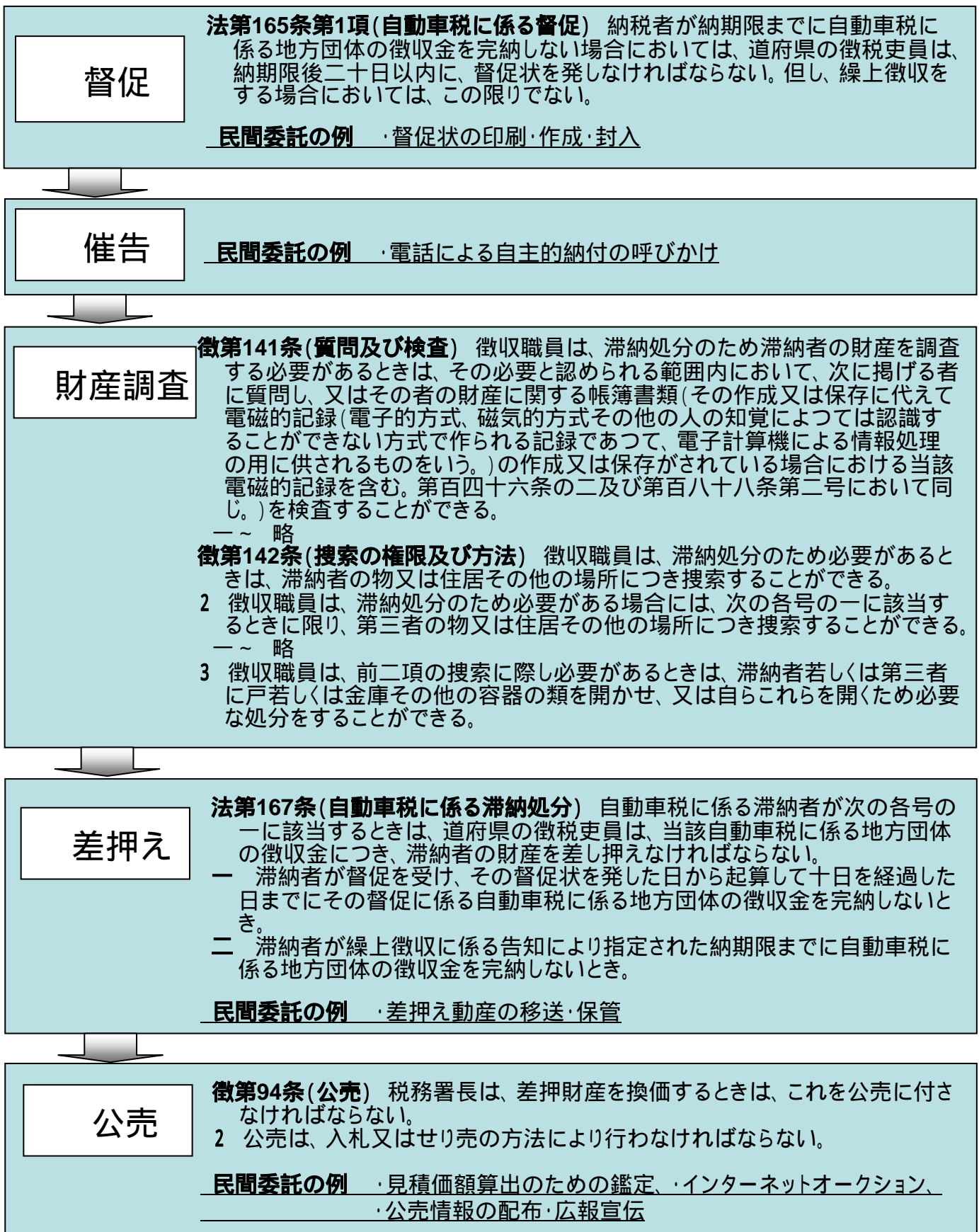
ただし、地方税法上の「督促」(注：差押の前提条件として、書面で行うことが求められている行政処分であり、単なる催告とは異なる)滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」(注：地方税についても、国税徴収法の例によるとされている。)「差押」等については、公務員の中でも特に強い守秘義務が課された徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、地方税の徴収を包括的に民間委託することはできないと考えられる。

2 地方税の賦課徴収事務の流れ（イメージ）

自動車税（道府県税）の例



(納期限が到来しても未納の場合)



総税企 第 79 号

平成 17 年 4 月 1 日

各道府県税務主管部長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局長

地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について（通知）

平成 17 年 3 月 25 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 力年計画」において、別紙のとおり、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたところ
です。

地方財政が非常に厳しい状況にある中、収入確保に向けた一層の努力が求められており
ます。また、税源移譲等を通じて地方税の重要性が増していくに伴い、その厳正・公平な
執行がこれまで以上に必要となります。このため、地方税の徴収率の向上を図ることや滞
納・脱税を防止して国民の納税についての不公平感を払拭することは、ますます重要な課
題となっております。

こうした状況を踏まえ、地方団体の税務職員自らがこれまで以上に徴収関係の職務に精
励することに加えて、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じて、
徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることも、重要な検討課題となっております。

もとより、納税者に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報で
あることから、地方税の徴収に関する業務について民間事業者の活用を検討する場合には、
情報の適切な取扱いを徹底し、秘密の保護について問題を生じることがないように、特段の
配慮が必要であります。こうした点に十分に留意したうえで、地方税の徴収について、
民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を一層推進するよ
う、お願いします。

また、平成 17 年 3 月 29 日に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための
新たな指針」においても、地方税の徴収率の一層の向上に取り組むべきことが示されると
ともに、行政改革の成果について、他団体と比較可能な指標について公表するなど、住民
等にわかりやすく公表することに努めることが要請されております。

各地方団体におかれては、この指針を踏まえ、地方税の徴収率の向上対策に一層積極的に取り組むとともに、取組内容やその成果のわかりやすい公表に努めていただくよう、お願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(抄)
(平成17年3月25日閣議決定)

措置事項

7 金融関係

オ その他

地方税の徴収の民間開放推進(総務省)

地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であるとする。

したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。

平成 17 年 4 月 1 日

各道府県税務主管部長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局企画課長

地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について

地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進については、平成 17 年 4 月 1 日付け総税企第 79 号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(総務省自治税務局長通知)で通知したところですが、平成 17 年 3 月 25 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」や同年 3 月 29 日に総務省において策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、構造改革特区制度に係る地方団体の提案等を踏まえ、地方団体の事務執行において留意していただくべき事項について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

今後、この通知内容に沿って、地方税の徴収の合理化・効率化を一層推進していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

1 地方税の徴収に関する民間への業務委託の推進

平成 17 年 3 月 25 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」において、別紙のとおり、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたところである。

地方税の徴収率の向上を図ること、滞納や脱税を防止して国民の納税についての不公平感を払拭することなどは、重要かつ喫緊の課題である。このため、地方団体の税務職員自らがこれまで以上に徴収関係の職務に精励することに加えて、徴収業務にノウハウ

を有する民間事業者を活用することを通じて、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることを検討していく必要が高まっている。

ただし、納税者に関する情報は、特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることから、地方税の徴収に関する業務について民間事業者の活用を検討する場合には、個人情報の保護(及び法人関連の秘密情報の保護)に遺漏を生じることがないように、特段の配慮と慎重な取扱いが必要である。このため、民間事業者への業務委託を行う際には、当該業務の内容に応じ、民間委託した業務を徴税吏員の管理下で行わせることや、情報の他用途利用の禁止、委託業務の再委託の禁止を徹底することなどにより、情報の厳正な取扱いが確保されるよう、十分に留意していただきたい。

なお、地方税の徴収に関する事務のうち、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないものである。ただし、この規定は、当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳ではないので、ご留意願いたい。

以上のような点を踏まえ、地方税の徴収については、各地方団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、民間事業者のノウハウを活用できる業務について、民間への業務委託等を一層推進するよう、ご検討いただきたい。

なお、民間委託が可能な業務の例として、次のようなものが考えられるので、参考としていただきたい。

(1) 公権力の行使に当たらない業務についての民間委託の例

- ・ 滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務
- ・ コンビニエンスストアによる収納業務

(2) 徴税吏員が行う公権力の行使(公売・差押え・督促・立入調査など)に関連する補助的な業務についての民間委託の例

- ・ インターネットオークションによる入札関係業務
- ・ 不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
- ・ 公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
- ・ 差押動産(自動車、美術品、ワイン等)の専門業者による移送・保管業務
- ・ 納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
- ・ 調査で収集した軽油の性状分析業務

2 私人への地方税の収納委託（いわゆるコンビニ収納）に係る検査についての留意事項

コンビニエンスストアに対して地方税の収納を委託する地方団体が増加しているが、この収納委託については、地方自治法施行令第158条の2第3項の規定に基づき、受託事業者に対して検査を行うことが必要となる。この検査の実施方法についても、受託事業者の負担軽減の観点から、上記の「規制改革・民間開放推進3カ年計画」に円滑な検査の実施に向けた取り組みが盛り込まれているところである。

この検査の具体的な方法については、法令上の特段の制約は設けられておらず、検査の実効性が確保される範囲内で、各地方団体において、受託事業者との協議等を通じて適切に定めるべきものであるが、次のような点を踏まえて、円滑な制度の運営を図っていただきたい。

- ・ 検査の具体的な方法について、委託契約を締結する段階から、予め当事者間で相談し、合意を得ておくなど、円滑な検査の実施に向けた事前の協議を十分に行うこと。
- ・ 複数の地方団体が同じ事業者委託している場合においては、関係地方団体が共同で検査を実施することも可能であること。

3 地方税の徴収に係る非常勤職員等の活用

近年、各地方団体において、地方税の徴収に関して非常勤職員の活用が進められているが、非常勤職員が担当することが可能な業務の範囲や、非常勤職員を徴税吏員に任命することの可否については、以下のとおりであるので、非常勤職員等の活用によって徴税コストの低減や徴収率の向上を図る際の参考にしていただきたい。

(1) 非常勤職員（特別職の非常勤嘱託職員）が担当することが可能な業務の範囲

地方税の徴収に関する業務のうち、公権力の行使（地方税法によって徴税吏員が行うこととされているもの）に当たらない業務や、徴税吏員が行う公権力の行使に関連する

補助的な業務については、非常勤職員であっても、担当することが可能と考えられる。

具体的には、督促状の名義人になることや、自らの判断で自分の名において立入調査や差押えを行うことなどはできないが、ア)滞納者への電話や滞納者宅への訪問を通じて自主的な納税を呼びかけることや、それに応じて納税される場合に当該金銭を収納すること(ただし、金銭の収納については、別途、その非常勤職員を会計職員に任命しておくことが必要。)イ)徴税吏員の指示に従って、督促状の作成・発送作業を行うことや徴税吏員が実施する差押え等に同行して補助的な作業に従事すること、などについては、非常勤職員も担当し得るものである。

(2) 非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)を徴税吏員に任命することの可否

特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである(なお、一般職の非常勤職員についても、本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。)。

このため、これまでは、当該地方団体に勤務していた退職者を、再任用職員や短時間勤務職員として採用(地方公務員法第28条の4及び第28条の5)し、併せて徴税吏員に任命する方法以外は、「週3日」等の短い勤務時間で勤務する職員を徴税吏員に任命することはできない仕組みとなっていた。

これに対し、平成16年6月に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が改正(平成16年8月施行)され、当該地方団体の退職者以外の者からも、本格的業務に従事することができる短時間勤務職員を、任期を定めて採用することができる制度が創設された。

上述のように、特別職の非常勤嘱託職員(及び一般職の非常勤職員)を徴税吏員に任命することはできないが、この任期付短時間勤務職員制度を活用すれば、当該地方団体の退職者に限らず、幅広い候補者の中から、適任者を「週3日」等の勤務形態の短時間勤務職員として採用し、併せて徴税吏員に任命することが可能となっているので、そのようなニーズがある地方団体においては、この制度の活用を図っていただきたい。

4 地方税の徴収率の向上と住民への公表等

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公平確保の必要性の高まりに応じて、地方税の徴収率の向上や滞納・脱税の解消は、ますます重要性を増してきている。

平成 17 年 3 月 29 日に総務省において策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」においても、こうした観点から地方税の徴収率の一層の向上に取り組むべきことが示されるとともに、行政改革の成果について、他団体と比較可能な指標について公表するなど、住民等にわかりやすく公表することに努めることが要請されている。

そこで、各地方団体におかれては、地方税の徴収率の向上対策に一層積極的に取り組むとともに、取組内容やその成果をわかりやすく公表するよう努めていただきたい。

また、徴収状況に関連するデータの公表に関しては、徴収の実態をできる限り正確に住民等に理解してもらえるように工夫することが望ましいと考えられることから、例えば、時効によって消滅した税債権の金額や、いわゆる不納欠損処理を行った税債権の金額などを従来のデータと併せて公表すること、現年課税分と滞納繰越分の徴収状況を区分して明示すること、等に取り組んでいただきたい。さらに、課税年度ごとに収納状況を追跡して、各課税年度ごとの最終的な徴収率を把握し、そのデータを公表すること、についてもご検討いただきたい。

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(抄)
(平成17年3月25日閣議決定)

措置事項

7 金融関係

オ その他

地方税の徴収の民間開放推進(総務省)

地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考ええる。

したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。

13 流通・サービス業関係

ウ その他

地方自治体のコンビニエンスストア本部および店舗の立ち入り検査の弾力化(総務省)

地方自治体の徴収する地方税の収納委託を受けるコンビニエンスストアへの立ち入り検査については、予め検査方法等について双方合意のうえにさだめておくなど、円滑な検査の実施に努めるよう、各地方自治体に対し、周知する。

私人への公金の徴収・収納委託

総務省自治行政局

平成 18 年 9 月 13 日

1 私人の公金取扱いが原則禁止されていることについて

公金は、住民の負託を受けて取扱うものであり、その性格に鑑みると、その取扱い上の責任を明確にするとともに、公正の確保・厳正な保管が強く要請されているものであるため、原則として私人の公金取扱いを禁止し地方公共団体自身が一義的に取扱うこととされているところ（地方自治法第 2 4 3 条【別添 1】）。

例外として、以下に掲げる場合においては私人の公金取扱いが認められている。

地方自治法施行令第 1 5 8 条により、

使用料 手数料 賃貸料 物品売払代金 貸付金の元利償還金

については私人への徴収・収納事務（注）の委託が可能となっているが、これはこれらの歳入が、原則として以下のような性格を有するためである。

- 1 常時徴収を必要とする収入であること
- 2 住民の便益の向上が図られるものであること
- 3 収入の確保すなわち間違いなく収入できること
- 4 経済的に収入できることすなわち地方公共団体が直接収入した場合の経費よりも私人に委託した方が諸経費の節減を図ることができるものであること

（注）公権力の行使にあたるものは、徴収・収納事務の範囲に含まれない。

なお、地方公共団体の歳入の徴収根拠を定める個別法令において、私人への徴収・収納事務の委託を可能としている例もあるところ（【別添 2】）。

2 私人の公金の取扱い範囲を拡大することについて

地方自治法以外の法律に徴収の根拠が規定されている歳入については、当該法律又はそれに基づく政令により、私人に徴収・収納事務を委託することができるかどうかを規定すべきである。

それ以外のものについては、規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）（平成 1 8 年 3 月 3 1 日）【別添 4】にも記載されているとおり、地方公共団体からの具体的なニーズを踏まえつつ、上述のメルクマールに照らし、個々の歳入ごとに私人に徴収・収納事務を委託できるか適宜検討してまいる所存。

なお、地方公共団体からの要望を踏まえ、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 1 6 年政令第 3 4 4 号・平成 1 6 年 1 1 月 1 0 日施行）により、物品売払代金について私人への徴収・収納事務の委託を可能にしたところ。

以 上

公金の徴収・収納に係る自治法・自治令の規定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第二百五十八条 次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

- 2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、出納長若しくは収入役又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、出納長又は収入役は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

個別法で私人への徴収又は収納事務委託が可能とされている歳入の例

私人委託の例

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
（保険料の徴収の委託）

第八十条の二 被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村は、保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）
（公金の徴収又は収納の委託）

第三十三条の二 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

第五十六条

前項に規定する額（ ）の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。 保育費用

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）
（放置違反金関係事務の委託）

第五十一条の十五 公安委員会は、第五十一条の四に規定する放置違反金に関する事務（確認事務、納付命令、督促及び滞納処分を除く。）の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。

その他の委託の例

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第一百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

他法に根拠を有する公金のうち、自治法上私人委託が可能と解されるもの

【幼稚園授業料】

設置・管理を定める法律	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
上記法律における徴収根拠規定	同法第6条
上記法律における私人委託可能規定	なし

幼稚園は、公の施設であり、その授業料は地方自治法上の使用料と位置付けられるため、私人に徴収・収納事務を委託することは可能。

< 関係条文 >

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

【公園占用料】

設置・管理を定める法律	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）
上記法律における徴収根拠規定	なし
上記法律における私人委託可能規定	なし

各地方公共団体の条例で占用料の徴収根拠を規定することとなり、行政財産の目的外使用許可に係る使用料と位置付けられているので、私人に徴収・収納事務を委託することは可能。

< 関係条文 >

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

（都市公園の占用の許可）

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

（東京都の例）

東京都立公園条例（昭和31年条例第107号）

（占用料）

第十四条 都市公園を占用する者からは、別表第四の範囲内において東京都規則で定める占用料を徴収する。

2 （略）

別表第四(第十四条関係)

公園の占用料

種別	単位	金額
電柱、標識	一本、一月	八百四十四円
水道管、下水道管、ガス管、電線	一メートル、一月	七百五十四円
鉄塔	一平方メートル、一月	七百五十四円
変圧塔、マンホールの類	一箇所、一月	七百五十四円
郵便差出箱及び信書便差出箱	一箇所、一月	三百一円
公衆電話所	一箇所、一月	七百五十四円
地下の占用物件	一平方メートル、一月	地上露出部分五百四十六円
		地下部分三百七十七円
高架の占用物件	一平方メートル、一月	三百七十七円
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル、一月	六百二十二円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台、一月	六千三十二円
写真撮影のための臨時的な占用	一回(一時間以内)	九千四百二十円
その他の占用	一平方メートル、一日	五十円

付記

- 一 期間及び面積の計算については、別表第三付記による。
- 二 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日)(抄)

共通的事項

2 官業の民間開放の推進

(5) 地方公共団体の事務・事業

公金の徴収・収納【平成18年度以降逐次措置】

公金の徴収及び収納については、地方自治法において、原則として私人に取扱わせることは禁止されているが、例外的に使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金については、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっている。

民間・地方公共団体等からのニーズがある場合には、原則すべての費目について私人に委託することができるものとし、所要の措置を講ずる。

また、個別法において、公金の徴収及び収納について取扱いが定められている事項についても、地方自治法上の取扱いに準拠し、幅広く私人に取扱いを認めるよう、民間開放を推進する。(金融才32)